

愛選委告示第68号

平成26年12月2日現在における選挙権を有する者の50分の1・
6分の1および3分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1、市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項および第5条第15項ならびに第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1は、平成26年12月2日現在において次のとおりである。

50分の1の数	320	人
6分の1の数	2,662	人
3分の1の数	5,324	人

平成26年12月2日

愛荘町選挙管理委員会委員長 児玉

